

横浜市立大学論叢自然科学系列第30卷Ⅱ号（1979年3月） 抜刷

# 日本書紀朔日考Ⅶ

内山守常

# 日本書紀朔日考Ⅶ

内 山 守 常

まえがき 本稿は前からの続きなので、今回の「小川名誉教授記念号」にも載せて頂くことにしたが、「記念号」にはそれにふさわしい原稿が非常に多いので、8ページだけ末尾に加えて頂くことにした。私の原稿は「記念号」には誠にふさわしくない内容だが、小川先生のお許しを得たい。かえりみれば、小川義雄先生とは、横浜医科大学予科以来の長いおつき合いで、特に私は公私とも、先生に大変お世話になり、恩恵を受けた者である。今回の突然の御退官は、私にとって歯の抜けたような淋しさである。どうか今後は「医者の不養生」でなく、健康に十二分の留意をされて、余生というにはまだ早い、幸福な御生活を続けて頂きたいと、念願してやまない。あえて蕪辞をつらねてまえがきとする。

## § 12 安藤有益 その二

前稿公刊後、いろいろのことを教えられ、前稿を補訂しなければならないことができたので、最初にそれを列記しよう。

第1は本学教授の辻達也博士から、『会津藩家世実紀』は、活字本として、吉川弘文館から逐次公刊され、当時既に第4巻〔元禄8（1695）年〕まで出版されていたことである。（現在は既に第5巻が発刊されている。）これは誠に迂濶であった。しかし幸いに校正段階で間に合って、余白があったので、不十分ながら末尾に追記した。ところが誤って『家政実紀』と書いてしまい、福島県和算研究会の斎藤重千代先生から御注意を受けた。

私が参照したのは、東京大学史料編纂所本で、これには最初に、「家政実記<sup>(ママ)</sup>二百七十卷<sup>(ママ)</sup>と記るした序文がついている。これは吉川弘文館版の、

『会津藩家世実紀』の第1巻6ページの「解題」にも記るされているが、それを誤って「紀」と書いたのは私の誤りであった。なお、東大史料編纂所には、『会津外史』という10冊の写本がある。その10冊目の巻12に、

文化十二年七月十七日 御代々の実録を編集し、家老上表して是を献る。御書を賜て、御感に思召の旨被仰出。又編集する者を勞して宴を賜ふ。此書に題して『家世実紀』と名付らる。<sup>(ママ)</sup>(句読点『』は筆者)

という記載があり、続けて『家世実紀』巻頭所載の「上表之文」が掲載されている。これら3種の「上表之文」については、今紙数の都合で省略するが、東大本の『家世実紀』のものは、末尾の方が稚拙であって、これが最初に書かれたもので、これを推敲して、会津図書館本が書かれたのではないかという気がしてならない。

第2は上記斎藤重千代先生からの、西会津町の佐藤家調査の主体性の問題である。あの調査は福島県和算研究保存会が主催したもので、それに平山諦先生と私が同行したので、主旨を間違えてはいけなと御注意を受けた。確かにその通りで、この件については、主催者たる福島県和算研究保存会の方々に厚くお詫びしたい。

第3は、福島県和算研究保存会の長沢一松事務局長から、福島県立福島図書館にある『東国物語』の一部と、その最後に付された安藤有益の手紙（これは前号130ページ所載）と、明治20年8月28日付の矢部豊多氏から沼沢七郎氏宛の手紙のリコピーを恵送されたことである。

安藤有益の手紙は、私が現地で書き写してきたものと、字配りが違うだけで、全く同一であった。また、『東国物語』は、巻四の目次部分と「御弓始ノ事 付武藤資頼ノ事」という同巻の冒頭部分の1ページと、巻八の最終ページであった。これを吉川弘文館版の国史大系本の『吾妻鏡』と照合してみると、前者はその「第九」の「文治五（1189）年己酉」の冒頭で、私が『会津藩家世実紀』の安藤有益の断罪記録を、前稿で読みやすい

ように、なおして書いた程度の書き方をしていることがわかる。また、最終ページは嘉禄元（1225）年の最後の条で、長沢事務局長から送っていただいたリコピーによれば、

（5字省略）廿九日乙卯ノ日 若君御首服申刻二棟ノ御所ノ南面ニ於テ其儀アリ 後藤左エ門尉基綱今日ノ奉行タリ 出御時刻二条侍従教定コレヲ扶持シ奉ラル 武蔵守泰時 陸奥守義氏 以下着侍ラル 座次元服ノ雑具コレヲ置ル 駿河守重時陪膳ニ候ス 周防前司親実 右馬助仲能等 役送御理髪タリ 加冠ハ泰時 御名字頼経ト申奉ラル 前春宮権大進俊道朝臣 擇ミ考ヘリ 若君当年八歳ニ成セ給フ 新御所御移徙ト云ヒ 御元服ト云 目出度カリシ事トモナリ 東国物語卷ノ八 終

と結んでいる。最後の2行の文章などが、『日新館誌』にいう「評語を間雑す」に相当するものであろう。これは全く寛文八（1668）年に刊行された『東鑑脱漏』によったものであることがわかる。すなわち寛文八年仲秋江戸神田鍛冶町 中野孫三郎板行の『東鑑脱漏』によれば、この部分は、その十六丁で、

廿九日乙卯 請若君御方御首服申刻於二棟ノ御所南面ニ有<sup>リ</sup>其儀後藤左衛門尉基綱今日為<sup>ル</sup>奉行也出御時刻二条侍従教定奉<sup>ル</sup>扶<sup>ル</sup>持<sup>ル</sup>之武州陸奥守義氏己下被<sup>テ</sup>著<sup>ス</sup>侍座次元服雑具被<sup>レ</sup>置<sup>ル</sup>之駿河守候二陪膳ニ周防前司親実右馬助仲能等為<sup>ル</sup>役送理髪加冠武州御名字頼経前春宮権大進俊道朝臣擇<sup>リ</sup>申<sup>之</sup>之相州去廿二日以後病瀕<sup>ニ</sup>之間今日不出仕給<sup>フ</sup>云

と記している。これに対し、吉川弘文館の国史大系本の『吾妻鏡』では上の引用の、ともに5行目の部分を、

周防前司親実。右馬助仲能等為役送。理髮加冠武州。

としている。こちらの方が真実であろう。理髮加冠は武州（北条泰時）と相州（北条時房）とで行う予定であったのを、病気で時房が来られなかったので、泰時一人でやってしまったというのが真相であろう。それで原文では最後に時房の病氣不出仕のことを述べているのだと思う。従って寛文8年版の読み方は正しくないであろうが、安藤の『東国物語』は全くこれと一致しているから、この部分は上記『東鑑脱漏』によったものであることがわかる。そして前の方は、僅かなページなので、確証をつかむことはできなかったが、恐らく寛永三年の活字本によって、日付等を安藤が訂正して書いたものではないかと思う。福島図書館で、できたら調査をしたかと思っている。

同時に贈られた「矢部豊多氏から沼沢七郎氏宛の手紙」の写しは、既に福島県和算研究保存会の手で、印刷配布されているが、ここに原文通りに転載させて頂くと、（原文はもちろん縦書である）

御華翰拝読仕候 陳者過日永峰書記官御巡村之砌 御一覽相成候  
極入村旧戸長 佐藤伊平 秘蔵之東国物語 知事公御一読被遊度旨  
御下頼之書 今朝郵達 直ちに同地へ罷越 懇々相頼 借受け候 当  
時出県之小野木氏へ托し 差上申候間 宜敷御高覧被下様願上候抑  
本書之如キハ旧藩士安藤市兵衛君 元禄年中此地流幽中 勤儉の成  
功により 反故張継等ヲ以テ 原稿被致候故歟 他見ヲ禁スル旨 佐  
藤氏累代ノ口碑ニ相伝へ置候由ニ候へとも 該書可相頼時機到来 高  
官の清眼に触れ候義ハ 実に冥加之至と一々説明之上 借受け差上申  
候 外ニ 奇偶方數（是ハ安藤君著述 開板せし者）壹冊合九冊奉差  
上候間 宜敷御執達被下度 奉懇願候 頓首謹言  
追テ右安藤有益氏ハ博学宏才 常ニ節儉ヲ守リタル豪傑ニシテ 第一江戸  
出火ノ最中 大坂ニ行キ 材木ヲ買上ケ 其儲ニテ江戸御屋敷不殘普請セリ

トイフ 其節 右材木ヲ他藩へ売渡シタル罪 又ハ凶年之翌年百姓飢渴ニ迫  
リタルニ 当年ノ豊穰ヲトシ 御米蔵ヲ開キ貸与セシ罪等 御法ニ触レ 流  
罪ニ逢シトイフ 其他数学ノ達人ニテ 曆数ノ違ヒタルトキ 上京右違数ヲ  
訂正セシト 右等ハ年代不詳ト雖 本書ヲ見テモ 該通銘肝 敢テ疑ヲ容レ  
サル義ト奉存候 口碑之儘 御参考ニ供候

明治二十年八月廿八日

矢部豊多九拜

沼沢七郎様

と記るされている。福島県和算研究保存会の長沢事務局長の調査によって永峰書記官というのは、福島県の第一部長永峰弥吉氏のことで、議事、文書、農商、庶務等を担当しており、沼沢七郎氏はその部下の庶務課長であり、当時の知事は、折田平内氏であることがわかったそうだが、筆者の矢部豊多氏については、現在まだ調査中とのことである。

ところで、この矢部氏の手紙の追而書きの部分の話は、前回引用した小川渉氏の『会津藩教育考』では、大阪ではなく、木曾山中に赴いたことになっている。口碑であるから、どちらが正しいかは定かでないが、どうもこれは彼の義兄であった島田貞継の伝記と混同されたのではないかと思われるのではない。島田と安藤が共同し力を合わせてやったことも、必ずやあったと思うけれども、その主体性をとり違えて考えられたこともなかったとは言えないであろう。

「御米蔵を開き云々」の話は、安藤の「常平法」がこのような形で、口碑に残ったのではないだろうか。常平法については、『会津藩家世実紀』には、卷三十一の寛文八年五月十九日付で、

五月十九日、義倉常平法之書物、加判者共江被下、会所江被差置、

魏李惺漢耿寿昌等、年之豊凶ニ因テ米穀之積を考致糶糶、米価を保士民之助ニ相成候義倉常平法、往々御取行可被成旨御含有之、加判之者共江其書物被下、其外一ト通りつつ会所江被相渡（吉川弘文館版『会

津藩家世実紀』第2巻380ページ、なお李惶は李憚が正しい。）

という記述があり、それ以後廻米等種々な記事があるが、まとまっているのは、巻八十七の元禄十五年十一月十一日付（前掲書第5巻323ページ）の

十一月十一日、安藤市兵衛就御尋、先年取行候常平法之仕法申上という記事であろう。恐らく市兵衛の書いた書付をそのまま写したと思われる十五條凡そ3,500字にわたる記述があって、その最後を、

前件常平法之事、先年 土津様御下知を以相勤候事とも、委細書付所持仕候処、私不調法有之山中へ被遣候。其節御用之下書共皆焼失仕常平法之覚書も焼捨候ニ付、手元ニ無御座候。存出候有増相記之候旨書付ニ調指上候。 （前掲書第5巻328ページ）

と結んでいるが、これが常平法に関する最上の解説だと思われる。

前にも記したように、現在会津図書館には、配布された『常平法』の写しかと考えられる一冊の写本と、上下二冊からなる一部と、『常平法』という名の二部の写本が所蔵されているが、私の探訪は1日であったため、全部は写し取れず、そのままになっている。

手紙にある安藤の罪に関することは、罪の内容が巷間には余り正しく伝わらなかつたことを示している。『日新館誌』でも「故あって」と記しているだけだが、罪の内容が庶民には分りかねて、想像から手紙に書かれたような口碑が生れたのかも知れない。なお安藤の前任者だった勘定頭の斎藤五兵衛——安藤は彼の下で廻米に従事したこともあるようだが（『家世実紀』巻38 前掲書第2巻553ページ）も知行召上で、閉門後拾人扶持を頂いているし、安藤と上山野の件で争った郡奉行宮本儀左衛門は、元禄9年7月4日奉行職に出世している（前掲書第5巻23ページ）が、元禄11年2月9日に300石の知行召上られ、15人扶持となり、土手外の屋敷住いを命ぜられている。（前掲書第5巻93ページ）

最後に、安藤の一生に関する公式記録を転載しておこう。すなわち、

六月廿五日，安藤市兵衛病死，

市兵衛儀会所ニ而坊主之御奉公いたし，慶安三年五月御切米五十俵ニ  
六人扶持被下，常詰御勘定人ニ被召出候処，学力有之殊ニ算術致鍛練，尤  
考量之才有之者ニ而，同年六月致出府候以来，品々之加役被仰付，度々  
御褒美等被下，万治二年之暮御切符を御知行百石ニ御直被下，寛文四年  
土津様御事実山崎加右衛門(註山崎闇齋)筆を立，下書ハ市兵衛江為致候。  
同五年二月五拾石御加増百五十石ニ相成，其秋玉講附録之植字被仰付，  
同六年会津風土記を被思召立，御領分鄉村巡見之御用被仰付，嶋田寛右  
衛門一同罷下，猪苗代湖水落口之儀，或者蟹川村前河除普請，磐梯山，  
飯豊山之高サをも積差上候。同七年御家来一統上知を以拝借金被仰付，  
御勘定差引ハ市兵衛一人にて相調候様被仰付，同十一年正月廻米御用ニ  
付，会津江被差下候処，此夏松平亀千代様御家来原田甲斐一件有之，市  
兵衛儀自分用事与申立，彼地江罷越様子委細ニ承罷歸其段申上候。同十  
二年廻米才判之様子書付可差上旨被仰付，粉骨を尽し運送売買之仕方，  
役人金銀米錢受払差引之次第明細ニ書付，又兼而存寄罷在候処之転運常  
平法之取行相認入御覧候処，廻米才判之改と一同ニ御下知被仰出，常平  
法者江戸会津ニ而取行候様被仰付，改而廻米之御勘定被仰付，目録仕立  
候ニ付，山崎加右衛門(マツ)義，市兵衛江致助言候様と仰付，廻米受払之銘目  
御改革永く後来之法被相定候。廻米之御勘定厘毛糸と算數相立，其会津數之分不こり之分を  
上ケ、其分を以廻米方之下役才料等之給分ニ致候由申伝候。  
延宝三年七月御加増百石被下，此義 土津様御下知之常平法を能相守候  
御褒美之由西郷頼母申渡，天和元年六月東鑑曆算改補相調差上，貞享二  
年三月御借金御用ニ付，京大阪江罷登金子調罷下り，御奉公能相勤候段  
御称美被成，次男名左衛門御供番ニ被召出，同三年三月御勘定頭御免被  
成，同十月組付被仰付。同四年二月御上京之御供被仰付，於江戸金拾五  
兩被下。御帰府後郡奉行仮役相勤，間もなく本役被仰付候処，翌元禄元  
年十月猪苗代麻之畑一件ニ不調法有之，御知行被召上御扶持方五人分被



下、山三郷極入村へ被遣、甚恐入身を慎罷在、同五年御城下住居御免土手之内徘徊遠慮可仕旨被仰付、町宅ニ罷在候内、同八年兼而相著候本朝統曆差上、其後土手之内徘徊御赦免。同九年五人扶持御加増ニ而、江戸江被招呼御勘定所御台所辺立合可相勤旨被仰付。翌年御知行百石被下江戸御普請奉行被仰付。同十四年六月年罷寄、歩行不自由之由被聞召、勤御免被成組付被仰付、会津江罷下候後、猪苗代ニ罷在度由願申上、被任訴候得共、彼地寒氣甚敷極老難堪、若松へ被召返被下度由申上、被召返再組付ニ相成候。同十六年歩行弥不叶候処、<sup>(ママ)</sup>倅文右衛門儀、先年御暇申請他邦江罷出候を以、次男名左衛門を嫡子ニ被仰付、御番代之願申上候得共、宝永元年ニ名左衛門儀会津退出いたし候。依而同二年ニ嫡孫靱負承祖被任願、御番代被仰付候処、当年八拾四歳ニ相成、老病之ニ今日致死去候

(前掲書第5巻565～567ページ、文右衛門は久右衛門の誤)

というのである。同じ『家世実紀』でありながら、太字の部分は元禄8年6月5日付の記事(前掲書第4巻622～623ページ)とは齟齬している。私は古い方の元禄8年6月5日の記事の方が正しいと思うが、どうであろうか。そして『日新館誌』の記事は新しい上文によったものであろう。

第4は東大名譽教授の広瀬秀雄博士から『本朝統曆』に関する渋川春海の批判で、これは彼の弟子の谷重遠の書いた『秦山集』にある。すなわち

安藤市兵衛有益。作八百年之曆。号日本統曆。後聞予作神武帝以来之曆。便復以宣明曆。作人皇以来之曆。林氏作序。日本紀之歳時月日。

何合宣明也。世多不勘之書。皆此類也。(『秦山集』巻35『壬癸録』)

というのである。「八百年之曆」というのは、貞観三年から寛文八年までの宣明曆行用時代で、『本朝統曆』と命名しているのを「日本統曆」というのは少しおかしい。実物を見ないで書いたということを示すためだろうか。わざと名を間違えて無視したのであろう。

後記 本稿には間に合わなかったが、会津史談会、会津史学会の方々からもいろいろ文献を恵贈された。記るして謝意を表したい。